平成２７年（フ）第９２９４号
東京都羽村市神明台２丁目８－13－303
債務者　高萩　伸一
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９５号
東京都中野区沼袋３丁目28－７－202
債務者　小野　智恵
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３００号
東京都八王子市片倉町455－１
債務者　川幡亜希子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０１号
東京都足立区扇３丁目５－13－101
債務者　齋藤　正道
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０２号
東京都世田谷区太子堂４丁目６－６－212
債務者　山寺ひろみ
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５５号
横浜市保土ケ谷区西谷町1228番地　サンハイム西谷第２　２－Ｃ号
債務者　筒井　晴美（旧姓杉崎）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７６号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目１番10－506号
債務者　大崎　慎也
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８３号
横浜市保土ケ谷区明神台２番７－307号
債務者　島崎　和也（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８１３号
横浜市青葉区市ケ尾町1177番地３　第２興陽ビル203
債務者　齋藤チヱ子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３１号
横浜市戸塚区下倉田町1313番地　松本ハイツ101号
債務者　山崎　奈美（旧姓木村・高崎）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３６号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目28番地23　サニーコートＡ　203号室
債務者　濱野比呂子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
愛媛県大洲市若宮345番地　グリーンハイツ矢野305号室
債務者　髙岡　和輝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３６３号
栃木県宇都宮市平松本町1122番地１　クレール平松Ｂ201
債務者　佐々木麻衣
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８５号
栃木県宇都宮市東峰町3441番地66　シティハイム日光202号室、前住所栃木県宇都宮市東峰町3094番地145　東峰ハイツ106号室
債務者　室内工房　木行舎こと　飯渕　　剛
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９７号
栃木県鹿沼市幸町２丁目４番３号　パル202号
債務者　鈴木　敏枝
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係